

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

1 日時 令和7年10月10日（金）午前10時～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）

3 出席委員

公益代表：井田委員、加藤委員、田中委員

労働者代表：芦刈委員、伊東委員、河野委員

使用者代表：岩尾委員、岡本委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官

5 議題

（1）金額審議

（2）その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。そのため、本専門部会には、9名の委員が出席されており最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を、田中部会長にお願いいたします。

部 会 長

それでは、ただ今から自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催します。

第1回の専門部会は、各専門部会の合同会議として9月18日に開催し、部会長の選出、運営規程の審議等を行ったところです。

本日から、第2回目ということで、具体的な金額について審議を行うこととなりますが、合同会議での審議に基づき、議事については3者協議部分は議事録作成・公開することとします。

金額審議は本日と次回10月17日の2回を予定しております。

効率的な審議をお願いするとともに、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定されるものですので、できる限り全会一致で結論が得られますようご協力をお願いいたします。

それでは、まず事務局に資料の説明をお願いします。

賃金室長

【関係資料の説明】

資料説明のほか金額審議にあたり1点説明をさせていただきます。
令和8年1月1日から大分県最低賃金が1035円に改正されます。
現在の自動車新車小売業特定最賃は991円ですので、今年度の改正額が1036円以上の金額でないと大分県最低賃金に埋没することとなります。

また、改正後の特定最低賃金額については、関係労使が合意した労働協約等の最低額が上限額となりますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

また、先般の合同会議での資料についても、質問等があれば出していただきたいと思います。

【質問等なし】

部 会 長

それでは、早速金額審議に入りますが、審議の進め方ですが、労使双方より、改正の基本的な考え方について、御意見があれば御表明いただき、その後、具体的な金額審議に入っていきたいと考えております。

具体的な金額審議については、例年、公労、公使に分かれて協議し、公益が労使双方の主張をお聞きしながら調整していく方法をとっています。

本年度もそのような進め方でよろしいでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、その形で金額審議を進めていくこととします。

それでは、まず、改正の基本的な考え方について労使からご意見があればお願いします。

労側いかがでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

使側いかがでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、ここから公労会議、公使会議に入ることとします。

事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、6階の労働基準部のレセプト審査室を控室として用意しています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきます

ので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入る前に、それぞれ検討いただく時間が必要かと思いますが、時間はどのくらい必要ですか。

労側はどのくらい必要ですか。

労働者代表委員

10分です。

部 会 長

使側は、労側を聞いている間にということでよろしいでしょうか。

使用者代表委員

はい。

部 会 長

それではまず、公労会議からさせていただきたいと思いますが、10時15分から始めたいと思います。

労側の皆様は、協議開始時刻になったらこちらへお戻りください。

それでは、それぞれ控室でご検討をお願いします。

(休会)

部 会 長

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行いました。

労働者側からは2024年のリビングウェイジ1100円や新車販売の職種に必要なスキルがあるということ、車の販売台数等は緩やかではあるものの右上がりであること、人材確保の必要性という観点からは九州

管内、特に福岡への流出を非常に心配しているということで、その中でも整備士は不足していて、過酷な労働に対して収入が低いということでした。

整備士に限らず、全体的に自動車新車販売業においてなかなか人材確保が大変であり、それは賃上げをしないと入口の段階で募集がない、難しいということで賃上げの必要性を強く言われました。

これに対して使用者側からは、自動車業界は今なかなか車が入ってこないこと、受注しても売る車がないことや半年待ちなどということもあり現金化が厳しく、非常に経営が厳しいというお話がありました。

登録台数についても、2024年までのところで緩やかに右上がりかもしれないけれども、直近では90数%などに下がっていて、これをコロナ前の数年前と比べると15%以上落ちているということでした。

経営状況は厳しいということと、労働者側の賃上げの重要性はご理解いただいている上で、入社した人を辞めさせないようにするための設備投資、空調を入れたり、洗車機を入れたり、休みを増やすということのも実質的な賃上げであるということで、色々な工夫をして人材に入ってもらうのも必要だし、辞めないようにすることも必要ということで、企業としては非常にそういう面も必要だというお話でした。

そういった中で、現段階では双方の金額の開きがあります。

そのため、本日は結論をまとめるまでに至らなかったため、引き続き協議していきたいと思います。ここで、労使各側から何か話しておきたいことはありますか。

【意見等なし】

部 会 長

事務局からありますか。

賃金室長

次回は、10月17日（金）10時00分から、この会議室で開催予定となっております。

部 会 長

それでは、以上で専門部会を終了します。

次回は、是非とも全会一致の結論が得られるよう、各委員の御協力をお願いします。

最後に、本日の議事録確認委員は、河野委員、岩尾委員をお願いします。

皆さん、大変お疲れ様でした。